

DVのこと知っていますか

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や交際相手からの暴力のことで、決して許されることはありません。またDVは、被害者自身がDVだと気づくのに時間がかかることがあります。DVのことを知り、一人で悩まず助けを求めることが大切です。

DVにはいくつもの暴力があります

身体的暴力



- ・ なぐる・ける
- ・ 刃物で脅す

精神的暴力



- ・ 暴言を吐く
- ・ 無視する

経済的暴力



- ・ 生活費を渡さない
- ・ 借金をさせる

性的暴力



- ・ 性行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない

社会的暴力



- ・ 外出を制限する
- ・ 行動を監視する

家族をまきこんだ暴力



- ・ 子どもに暴力をみせる
- ・ 子どもを脅す

悩みや不安、もやもやすること、何でもご相談ください。

県 DV 相談

市お問い合わせ

「With You」

相談は
こちらから

ホーム
ページ



LINE



DVに関すること

福祉介護課 社会福祉係
☎ 0986-76-8807

男女共同参画に関すること

総務課 秘書広報係
☎ 0986-76-8801

開設日時

月	正午～午後5時
土・日	午後5時～午後10時

年齢・性別は
問いません

匿名で相談
できます

※年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※祝日と重なった場合でも上記時間において対応